

# 美濃加茂市情報公開条例の一部改正案の概要

平成30年1月  
総務部総務課法令係

## 美濃加茂市情報公開条例の一部改正に関する「パブリックコメント」の実施について

### 1 改正理由

今回の美濃加茂市情報公開条例の改正理由は、2つあります。

1つ目は、個人情報保護条例の一部改正（平成29年12月議会可決）に伴い、個人情報の考え方を整理し、情報公開条例に反映させる必要があるためです。

2つ目は、市民と積極的に情報共有することを目的とし、情報公開と併せて情報提供の拡充を図ることで、条例の目的である、一層公正で開かれた市政を実現するためです。

以上の改正理由を踏まえ、改正案を作成しましたので、広く市民の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

### 2 改正ポイント

#### (1) 定義の見直し（①公文書及び②個人に関する情報について）

##### ①公文書（2条2号）

「職員が組織的に用いるもの」を追加し、「管理」を「保有」へ改めます。

##### ②個人に関する情報（6条2号）

【現行】 特定の個人が識別され、又は識別され得るもの



【改正後】 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

#### (2) 公開・非公開決定の種類の整理

##### ①非公開情報の整理

個人に関する情報の例外的公開情報に生命等保護情報を追加しました（6条2号ウ）。  
個人識別符号を非公開情報へ追加しました（6条2号の2）。

##### ②個人識別情報の部分公開の規定の明文化（7条）

個人識別情報については、個人識別情報であるという理由のみで非公開とされます。そのため、個人識別情報が含まれる公文書のうち個人識別性のある部分以外の部分につ

いては、公開しても個人の権利利益を害するおそれがないときは、これを公開しなければならないと規定します。

### ③公益上の理由による裁量的公開（8条の2）

非公開情報が含まれていても、公益と比較衡量して公開しなければならないときに公開できることを認めます。

### ④存否応答拒否（8条の3）

存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる公文書については、公文書の存否も明らかにすることなく、公開請求を拒否することができるよう規定します。

### ⑤大量請求の場合の期限の特例（9条の2）

公開請求に係る公文書が著しく大量であって、その全てについて公開期限までに公開決定をすることが困難な場合に、さらに期限を延期できる特例を定めます。

## （3）情報公開手続の整理

### ①情報公開請求書の不備補正手続（8条2項、9条1項ただし書）

情報公開請求書の記載事項に形式的な不備がある場合、実施機関は請求者に対して、相当の期間を定めてその補正を求めることを規定するものです。また、その補正に要した期間を、請求を受けてから決定を行うまでの期間に算入しないことも規定します。

### ②第三者保護に関する手続（9条の3）

第三者に関する情報が記録されている公文書が公開請求対象となった場合には、第三者に通知し、意見書提出の機会を与えることを規定します。また、第三者から公開反対の意見書が提出された場合において公開決定をするときには、その旨を第三者に直ちに通知すること及び公開決定の日との間を14日間置かなければならないこととします。

## （4）情報公開の総合的な推進（16条の2）

請求による公開だけでなく、情報の公表及び情報の提供を組み合わせることで総合的な情報公開の推進を効果的に図るよう、市の基本的な責務について規定します。

### ①情報の公表（16条の3）

重要な行政計画の内容、主要な公共事業の進捗状況などについては、個別具体的な文書の公開請求を受けるまでもなく、行政自ら公表を行う義務を負うことを規定します（非公開情報に該当するときは除きます。）。

### ②情報の提供（16条の4）

情報の公表制度の対象とならない行政情報であっても、行政側が任意で情報提供できるものは積極的に提供していきます。

問合せ先：総務部総務課法令係  
電話番号：25-2111（内線273）